

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 白 寿 園

介護老人福祉施設入居契約書

目 次

第一章 総則

第 1 条 契約の目的

第 2 条 施設サービス計画の決定・変更

第 3 条 介護保険の基準サービス

第 4 条 介護保険の基準外のサービス

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 5 条 サービス利用料金の支払い

第 6 条 利用料金の変更

第三章 事業者の義務等

第 7 条 事業者及びサービス従事者の義務

第 8 条 身体拘束その他行動制限

第 9 条 守秘義務等

第10条 個人情報保護等

第四章 入居者の義務

第11条 入居者の施設利用上の注意義務等

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条 損害賠償責任

第13条 損害賠償がなされない場合

第14条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

第六章 契約の終了

第 1 5 条 契約の終了事由

第 1 6 条 入居者からの中途解約等

第 1 7 条 入居者からの契約解除

第 1 8 条 事業者からの契約解除

第 1 9 条 契約の終了に伴う援助

第 2 0 条 入居者の入院に係る取り扱い

第 2 1 条 居室の明け渡し — 精算 —

第 2 2 条 金品及び残置物の引取り等

第 2 3 条 一時外泊

第七章 その他

第 2 4 条 苦情処理

第 2 5 条 入居者代理人

第 2 6 条 協議事項

以下「入居者」という。と社会福祉法人 常陽社会福祉事業団特別養護老人ホーム白寿園（以下「事業者」という。）は、入居者が特別養護老人ホーム白寿園（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険における入居資格を有する方を対象とし、介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身機能の維持に必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が入居者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 入居者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者及び家族等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間において入居者の心身の状態に応じて定期的に、もしくは入居者及び家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを確認し、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者及び家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、入居者及び家族等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 5 事業者は、入居者及び家族等の要請に応じて、サービス提供記録等を開示するものとします。

第3条（介護保険の基準サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を提供するものとします。
- 2 入居者の施設利用の間に、家族の生活条件が改善され、生活環境が整った場合、施設からの退居、自宅復帰への支援をいたします。
- 3 入居者の心身状態の重度化や看取りに向けた支援においても個別の状態に応じた適切なサービスを提供いたします。

第4条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は入居者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 入居者が選定する特別な食事の提供
 - 二 入居者に対する理美容サービス
 - 三 入居者からの貴重品及び金品の管理
 - 四 入居者の希望による特別なレクリエーション
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は入居者が負担するものとします。（教材費等）
- 3 事業者は、第1，2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入居者及び家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、入居者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、入居者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、入居者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 入居者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金【介護保険負担割合証に準じた割合】に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。
但し、入居者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。
- 3 第4条に定めるサービスについては、入居者は、サービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、入居者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代、教養娯楽費

を除く)を事業者に支払うものとします。

- 5 前4項に定めるサービス利用料金は実費発生時に計算し、入居者はこれを事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条 (利用料金の変更)

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前項に定めるサービス利用料金の変更がある場合、事業者は入居者及び家族等に対し、書面で説明を行い、同意を得るものとします。
- 3 入居者及び家族等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新及び申請の援助を行うものとします。
- 4 事業者は、入居者の介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 5 事業者は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族等に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 6 事業者は、入居者に対し、医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 一 事業者は入居者に対し、当事業所における介護福祉施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
 - 二 前2項の他、入居中に入居者の心身の状態が急変した場合、事業者は入居者及び家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第8条（身体拘束その他の行動制限）

- 1 事業者は、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限しません。
- 2 事業者が、入居者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限する場合は、入居者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、入居者及び家族等に対して、入居者にする行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。
- 3 事業者が入居者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限した場合には、第7条第4項の介護福祉施設サービス提供に関する記録に次の事項を記載します。
 - 一 入居者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく入居者に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要
 - 三 前項に基づく入居者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た入居者及び家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、入居者及び家族等から、予め同意を得た上で行うものとします。
 - 一 入居者に医療上、緊急の必要性がある場合の、医療機関等に対する入居者に関する心身等の情報の提供
 - 二 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等における情報の提供。なお、この場合、入居者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - 三 入居者の円滑な退居のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を市町村、居宅支援事業者その他の介護支援事業者等へ提供します。

第10条（個人情報の保護等）

- 1 事業者は、入居者及び家族等の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- 2 また、個人情報の取り扱いに関する入居者及び家族等からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

第四章 入居者の義務

第11条（入居者の施設利用上の注意義務等）

- 1 入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な処遇をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、入居者の尊厳やプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 入居者は、事業者の有する施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、入居者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害を賠償します。但し、入居者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 入居者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は入居者及び家族等が負担します。

第13条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事

- 由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、天災・災害、施設、設備等の故障やその他やむを得ない理由等その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

- 1 入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 一 入居者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は制度上入居できない介護度と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条（入居者からの中途解約等）

- 1 入居者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、入居者及び家族等は契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 入居者は、第6条第3項の場合及び入居者が3ヶ月以上入院した場合には、本契約を解約します。
- 3 入居者が第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、入居者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第5条第6項の規定は、本条に準用されます。

第17条（入居者からの契約解除）

- 1 入居者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第9条、第10条に定める守秘義務、個人情報保護等に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 入居者による第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払い3ヶ月以上遅延し、10日以上これが支払われない場合
 - 三 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - 五 入居者が他の施設に入所した場合

第19条（契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、入居者が施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行うものとします。
 - 一 適切な病院もしくは診療所又は他の施設等の紹介
 - 二 居宅介護支援事業者の紹介
 - 三 地域包括支援センターの紹介
 - 四 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第20条（入居者の入院に係る取り扱い）

- 1 入居者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も

再び施設に入居できるものとします。（但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。）

- 2 入居者が病院又は診療所に入院した場合、入居者及び家族等は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者に支払うものとします。

第21条（居室の明け渡し ― 精算 ― ）

- 1 入居者は、第15条第二項から第六項により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 前項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第6項を準用します。

第22条（金品及び残置物の引取等）

- 1 入居者は、本契約が終了した後、入居者の金品及び残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その金品及び残置物の引取り人（以下「金品及び残置物引取人」という。）を定めていただきます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、入居者及び家族等、金品及び残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 入居者又は金品及び残置物引取人は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に金品及び残置物を引き取るものとします。但し、入居者又家族等は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、入居者及び家族等、金品及び残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を入居者及び家族等に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は入居者及び家族等の負担とします。
- 5 事業者は、入居者が金品及び残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で入居者の金品及び残置物を処分できるものとします。その費用については、入居者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第23条（一時外泊）

- 1 入居者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、入居者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、入居者は別に定める料金体系（重要事項説明書に定める料金表）に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第24条（苦情処理）

- 1 入居者及び家族は、事業者の提供する介護福祉施設サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付窓口（担当者）に申し出る事ができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「御意見箱」に投函し、もしくは、苦情解決相談に関する第三者委員に直接申し出ることができます。

第25条（入居者代理人）

- 1 入居者は代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 入居者の代理人選定に際して必要がある場合には、当施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明、並びに専門機関の紹介をするものとします。

第26条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

指定介護老人福祉施設入所生活介護入居契約書

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム白寿園を入居するに当たり、これらの内容に関して担当者における施設入居契約書及び重要事項説明書のサービス提供の内容、介護保険給付以外の費用及び請求金額等について説明を受け、十分に理解した上で同意し契約します。

本契約を証するため、入居者及び施設が記名、押印の上、各1通を保有するものとします。

同意・交付年月日

令和 年 月 日

事業者

住所

宮崎県都城市庄内町8673番地

事業者名

特別養護老人ホーム白寿園

代表者

施設長 岩本 英久 印

入居者

住所

氏名

印

家族等

住所

氏名

印

続柄

代理人

住所

氏名

印

続柄

後見人

住所

氏名

印

続柄

1. 緊急時の連絡先

<連絡先 1 番目>

氏名	続柄 ()
住所	
電話番号	
携帯番号	
勤務先番号	勤務先 () 電話 ()
同意確認	

<連絡先 2 番目>

氏名	続柄 ()
住所	
電話番号	
携帯番号	
勤務先番号	勤務先 () 電話 ()
同意確認	

<連絡先 3 番目>

氏名	続柄 ()
住所	
電話番号	
携帯番号	
勤務先番号	勤務先 () 電話 ()
同意確認	

2. 請求明細書の送付先

氏 名	続柄 ()
住 所	
電 話	
携 帯	
勤務先番号	勤務先 () 電話 ()

3. 金品及び残置物引取り人

氏 名	続柄 ()
住 所	
電 話	
携 帯	
勤務先番号	勤務先 () 電話 ()